

改正

令和5年7月10日告示第116号

令和6年3月29日告示第45号

わくわくかごしま移住促進事業における肝付町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び肝付町～まち・ひと・しごと創生～地域創生戦略に基づき、次の各号により本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(1) 鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行うわくわくかごしま移住促進事業（以下「移住促進事業」という。）におけるかごしまUIJターン移住・就業支援事業又はかごしま地域課題解決型起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町に移住した者が、わくわくかごしま移住促進事業における肝付町移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、当該移住支援金の交付については、わくわくかごしま移住促進事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(2) 県と共同して行う移住促進事業における地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業して、県内の企業に就職する者が、肝付町地方就職学生支援金（以下「地方就職学生支援金」という。）の交付要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職学生支援金を交付することとし、当該地方就職学生支援金の交付については、県実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和2年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 本町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 町税等の滞納がないこと。

(エ) 県又は本町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合（マッチングサイトを經由する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が原則県内に所在すること。なお、県外のマッチングサイトに掲載されている

対象求人に就業する場合は、本町内に移住する場合に限り、これを妨げるものではない。

(イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件 1年以内に県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 地方就職学生支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 町税等の滞納がないこと。

(エ) 県又は本町が地方就職学生支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）
でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付金の額)

第3条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

2 地方就職学生支援金の金額は、次に掲げる補助対象経費の2分の1以内とし申請及び交付は1人につき1回かつ1往復限りとする。

(1) 補助対象経費は、県内で就職活動を行うため、東京圏から県内での就職活動の実施場所まで公共交通機関で移動する際の交通費（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(2) 交通費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとし、往復交通費を対象とする。ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外とする。

(交付申請)

第4条 移住支援金の申請者は、肝付町移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、第2条第1項第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号又は第4号のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

- ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- イ 肝付町移住支援金交付申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ウ 肝付町の住民票（転入先での在住地、在住期間を確認できる書類）
- エ 移住元の住民票の除票（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- オ 町税等の滞納のない証明書（世帯全員分）

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ア 開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

(4) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ア 移住元の住民票の除票（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- イ 肝付町の住民票（申請者を含む2人以上の世帯員の転入先での在住地、在住期間を確認できる書類）

(6) 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

(7) 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類

所属先企業等の就業証明書（様式第3号）（自己の意思等を確認できる書類）

(8) 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

起業支援金の交付決定通知書の写し

2 地方就職学生支援金の申請者は、肝付町地方就職学生支援金交付申請書（様式第4号）、内定

先企業の証明書（様式第5号）、在学証明書、交通費の領収及び本人確認書類に加え、第2条第2項第1号及び第2号の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 肝付町地方就職学生支援金交付申請書（移住後、継続して居住する意思の宣誓）
- (3) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）
- (4) 交通費の領収書
- (5) 内定先企業による証明書（内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓）
- (6) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
（交付決定及び額の確定）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、肝付町移住支援金交付決定及び交付確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、地方就職学生支援金を交付することが適当と認めるときは、肝付町地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前2項の規定による審査の結果、移住支援金又は地方就職学生支援金を交付することが不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度において移住支援金及び地方就職学生支援金を交付することができないときは、肝付町移住支援金不交付決定通知書（様式第8号）又は肝付町地方就職学生支援金不交付決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条第1項又は第2項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、肝付町移住支援金交付請求書（様式第10号）又は肝付町地方就職学生支援金交付請求書（様式第11号）に支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）及び肝付町移住支援金交付決定及び交付確定通知書又は肝付町地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 移住支援金又は地方就職学生支援金の請求を行った交付決定者に対しては、請求書の受理日から起算して14日以内に移住支援金の交付を行うこととする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者が、紛失等の理由により肝付町移住支援金交付決定通知書又は肝付町地方就職学生支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、肝付町移住支援金交付決定及び交付確定通知書再交付申請書(様式第12号)又は肝付町地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書再交付申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 町長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに肝付町移住支援金交付決定及び交付確定通知書〔再交付〕(様式第14号)又は肝付町地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書〔再交付〕(様式第15号)により、交付決定者に交付するものとする。

(状況の調査)

第10条 町長は、移住促進事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して移住促進事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の区分に掲げる要件に該当する場合に、移住支援金又は地方就職学生支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 移住支援金の返還要件

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に本町から転出した場合

(ウ) 第2条第1項第2号の規定により移住支援金の交付を受けた場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合

(2) 地方就職学生支援金の返還要件

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請日から1年以内に本町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く。）

(エ) 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に第2条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）

(オ) 本町への転入日から3年未満の間に転出した場合

イ 半額の返還

本町への転入日から3年以上5年以内に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金又は地方就職学生支援金の交付に必要な事項は、県と本町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月10日告示第116号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第45号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。